

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和3年第8回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年10月28日(木)		
開催時間	午後3時00分～午後3時5分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	八尋 崇 教育指導課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	櫻井 健 私立保育園課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 門藤 敦良 支援管理課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 浅見 寿和 学校施設管理課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 下河邊 純子 青少年課長 楠山 慶之 教育相談課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年10月28日

第8回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第8回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に小関委員、早川委員をご指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第50号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第50号議案について、川口学校運営部長から説明をお願いいたします。

川口学校運営部長。

○川口学校運営部長 議案説明資料の3ページをお願いいたします。

育英資金条例の一部を改正する条例の送付です。

改正の理由でございます。足立区では高等学校の入学準備金の助成を行っておりますが、入学準備に要する経費が年々高くなっておりまして、金額をこれまでの5万円から10万円に引き上げるという提案になります。

施行年月日は公布の日からということで、来年の高校の入学に間に合う形で実施をしたいと考えております。以上となります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第50号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第50号議案「足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙

手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 その他に何かございますか。ないようですので、以上をもちまして、本年第8回足立区教育委員会臨時会を閉会致します。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時5分開会

令和3年第8回
足立区教育委員会臨時会

日時 令和3年10月28日 木曜日 午後3時00分開議
会場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1 第50号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について… 2

第50号議案

足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和3年10月28日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区育英資金条例の一部を改正する条例

足立区育英資金条例（昭和31年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 高等学校等入学準備助成の項中「50,000円」を「100,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和3年度以後に支給される高等学校等入学準備助成の金額について適用する。

（提案理由）

育英資金制度の高等学校等入学準備助成の金額変更に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 5 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 1 0 月 2 8 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正の理由 高等学校等の入学準備に係る経費は、制服・鞆や教科書のほか、通学用自転車やパソコン等の購入など、相当な負担額になっている。これに加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、経済状況の悪化による家計への影響もあることから、就学援助の準要保護世帯を対象とする高等学校等入学準備助成の金額変更を行うため、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 4、新旧対照表を参照） 別表第 2 高等学校等入学準備助成の項中「5 0, 0 0 0 円」を「1 0 0, 0 0 0 円」に改める。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。 なお、この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 3 年度以後に支給される高等学校等入学準備助成の金額について適用する。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
足立区育英資金条例		足立区育英資金条例	
		<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の別表第2の規定は、令和3年度以後に支給される高等学校等入学準備助成の金額について適用する。</p>	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。	奨学金返済支援助成	貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。
高等学校等入学準備助成	<u>50,000円</u>	高等学校等入学準備助成	<u>100,000円</u>